

収入総額 173億1,355万円

支出総額 162億2,551万円

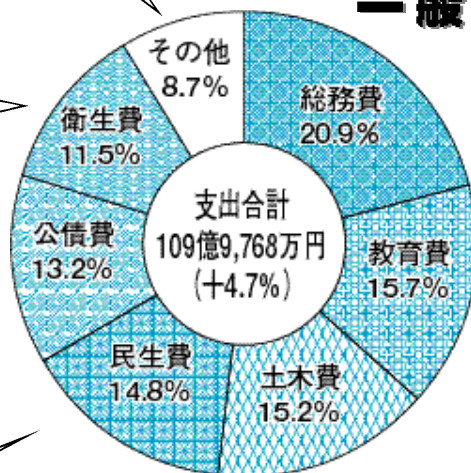
決算額は歳入・歳出ともに昨年よりやや増

- 消防費 = 消防、救急、救助活動 4億1,909万円 (-6.5%)
- 消防施設整備 2,398万円
- 農林水産業費 = 農林業の振興、農業委員会事務、ほ場整備など 3億2,860万円 (-14.6%)
- フレッシュパーク(道の駅)整備事業 7,511万円
- 議会費 = 議会運営に係る経費 1億6,951万円 (+0.4%)
- 諸支出金 = 環境整備基金への積立金 1,065万円 (-89.1%)
- 商工費 = 商工業の振興、観光事業、消費者相談など 2,619万円 (-12.2%)

- 衛生費 = ごみ・し尿の処理、検診や予防接種の実施 12億6,799万円 (+116.2%)
- ダイオキシン類対策整備費 6億3,525万円
- 生活習慣病対策 5,224万円
- し尿処理施設運営 3,482万円
- て新設したバグファイター(クリンセンター)

公債費 = 町債に係る元金利息の償還金 14億5,324万円 (-6.5%)

- 民生費 = 高齢者や障害者に対する福祉サービス、保育園運営など 16億3,100万円 (-5.1%)
- ゆうあいセンター管理委託 7,417万円
- 児童手当支給事業 6,449万円
- 保育園管理運営 1億3,593万円
- 社会福祉協議会補助金 6,236万円
- 身体障害者援護措置事業 5,456万円
- 2,624万円



- 総務費 = 戸籍・住民基本台帳や徴税に関する事務、庁舎の管理など 22億9,197万円 (+10.5%)
- 屋内温水プール整備事業 4億9,975万円
- 猪名川天文台整備事業 8,856万円
- 気象観測システム機器設置 4,220万円
- 駐輪場運営管理 1,882万円
- 公共施設循環バス運行事業 1,820万円



- 土木費 = 道路や公園の整備、都市計画事務など 16億7,118万円 (-3.5%)
- 道路の新設・改良 6億3,461万円
- 道路・橋りょうの維持管理 1億3,593万円
- 公園・緑地の維持管理 1億628万円
- やないづ橋の新設(木津橋並線)

- 教育費 = 小中学校、幼稚園、図書館、文化体育館の運営など 17億2,830万円 (+0.8%)
- 小学校施設整備 2億7,004万円
- 学校給食センター整備 4,034万円
- 中学校施設整備 1億74万円
- 図書館管理運営 8,938万円
- 文化体育館管理運営 4,632万円
- 小学校施設整備を実施(松尾台小学校)

- 使用料及び手数料2億1,760万円 (+13.4%)
- 寄付金3,983万円 (-55.1%)
- 財産収入2,531万円 (-59.2%)
- 分担金及び負担金5,713万円 (+3.3%)

諸収入 = 他の収入科目に含まれない収入 4億5,989万円 (-15.1%)

繰入金 = 基金からの繰入金 6億326万円 (-5.9%)

繰越金 = 前年度からの繰越分 6億9,599万円 (+6.7%)

- 利子割交付金 1億9,782万円 (+0.5%)
- 地方消費税交付金 1億8,387万円 (-2.6%)
- 地方特例交付金 1億5,957万円 (-2.8%)
- 地方譲与税 1億1,586万円 (+5.6%)
- ゴルフ場利用税交付金 8,861万円 (-18.2%)
- 自動車取得税交付金 8,827万円 (+6.7%)
- 交通安全対策特別交付金 425万円 (+2.0%)

県支出金3億3,490万円 (-9.9%)

国庫支出金5億1,040万円 (+109.1%)

町債 = 町の借入金10億450万円 (+94.6%)

平成13年度の一般会計、特別会計(8会計)の決算が昨年12月10日から開会されていた第314回町議会定例会で認定されましたので、一般会計を中心にお知らせします。(水道事業会計は、昨年9月に認定済み)

一般会計の収入額は114億4,317万円で、支出額は109億9,768万円。収入額から支出額と繰越明許額(次年度に繰り越した事業費)などを除いた実質収支は、3億9,929万円となっています。実質収支とは、その年度における実質の収支を表わすもので、この数値をもって赤字か黒字かの判断を行います。

一般会計の前年度との対比は、収

入総額で2.1%の増で、その収入の主なものは、町税・地方交付税となっています。

また、町税の収入は、前年度との対比で1.9%の減となっています。

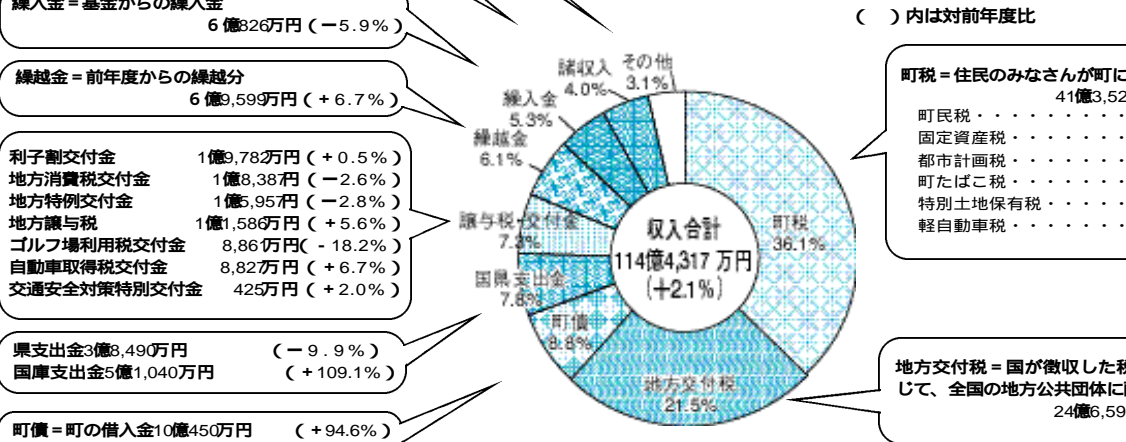
一方、支出総額は4.7%の増で、その主な要因は、屋内温水プール整備事業や猪名川天文台整備事業、また、ごみ焼却施設のダイオキシン類対策整備事業、フレッシュパーク(道の駅)の整備などによるものです。

また、一般会計と特別会計の合計は、収入額173億1,355万円、支出額162億2,551万円で、実質収支は10億1,294万円となっています。

表1 一般会計・特別会計決算一覧表

会計区分	収入	支出	支出差引残額	残額の内訳	
				繰越明許など	一般繰越
一般会計	114億4,317万円	109億9,768万円	4億4,549万円	4,620万円	3億9,929万円
特別会計	国民健康保険 14億5,695万円	13億9,901万円	5,794万円	0	5,794万円
	介護保険 8億2,305万円	8億356万円	1,949万円	0	1,949万円
	老人保健 18億3,851万円	18億3,322万円	529万円	0	529万円
	住宅改修新築資金 273万円	272万円	1万円	0	1万円
	農業共済 3,900万円	2,312万円	1,588万円	0	1,588万円
	農工商業振興資金 5,373万円	2,400万円	2,973万円	0	2,973万円
計	下水道事業 16億5,119万円	11億3,862万円	5億1,257万円	2,890万円	4億8,367万円
	奨学金 522万円	358万円	164万円	0	164万円
小計	58億7,038万円	52億2,783万円	6億4,255万円	2,890万円	6億1,365万円
合計	173億1,355万円	162億2,551万円	10億8,804万円	7,510万円	10億1,294万円

一般会計収入内訳



町税 = 住民のみなさんが町に納めた税金 41億3,527万円 (-1.9%)

- 町民税 18億420万円
- 固定資産税 19億6,336万円
- 都市計画税 2億1,007万円
- 町たばこ税 1億249万円
- 特別土地保有税 2,620万円
- 軽自動車税 2,889万円

地方交付税 = 国が徴収した税金を財政力に応じて、全国の地方公共団体に配分する交付金 24億6,592万円 (-9.0%)

町の財政の状況は?

表2の指数によると本町の財政力については、類似団体より上回ってはいるが、公債費比率が高くなっています。これは、大規模公共施設整備の財源とした町債の償還金によるものです。町債の現在高とのバランスを勘案しつつ、適切な償還を行います。

また、現在の経済状況においては税収の伸びが期待できず、厳しい財政状況が続くと予想されることから、今後も慎重な財政の運営を行います。

経常収支比率
自由に使える収入(町税など)を毎年支出する

経費(人件費、施設の維持管理費など)にどれだけ充当したかをあらわしたもので、70%以下が妥当。

財政力指数
標準的な行政サービスを自らの財源でどれだけ賄えるかを数値であらわしたもので、1.0以下なら国から地方交付税が交付される。

公債費比率
町債の借入額の程度をあらわしたもので、公債費が増えると比率が上がる。10%以下が望ましい。

類似団体
人口や産業構造などが類似した地方公共団体の平均的な状況を示したもので、財政指標の比較によく用いられる。

表2 財政指標等 (金額単位: 百万円)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	類似団体(12年度)
経常収支比率	79.7%	78.0%	77.7%	79.7%	79.4%
財政力指数	0.640	0.622	0.609	0.604	0.540
公債費比率	17.3%	19.7%	17.5%	16.2%	13.7%
地方債現在高	13,140	13,030	12,461	12,442	8,870
基金現在高	5,200	5,555	5,463	5,384	2,899

楽しかった運動会の様子がつたわってきます。
平井 健太郎くん(1年)



公園でたくさんのおくり物ももらいました。
亀高 勇気くん(2年)

猪名川小学校



冬がテーマの書き初めです。力強い書です。
安保 成美さん(3年)

友美さんの素直な心がそのまま字に表れています。
水谷 友美さん(4年)



彫刻の道マラソン大会の交通規制とふれあいバスの運休

大会コース上の安全を期すため、次のとおり道路が通行止めになります。

とき 2月11日(祝)午前9時から午後1時

区間 右図のとおり、町道原広根線-松尾台周辺(通行止め区間に規制看板を設置)

ふれあいバス運休区間(南部1コース)上原(9:54)-原中-原-松尾台4丁目南-松尾台4丁目-松尾台集会所前-松尾台小学校前(10:00)(交通規制時間帯のみ運休)

ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



家庭教師、学習塾、語学教室、エステティックに法規制

が定められています。事例の場合をこの表に当てはめてみると、業者が請求した授業料1カ月の連約金は正当な金額となり、生活相談は、消費生活相談員が対応します。

【事例】子供に家庭教師を頼んでいましたが、クラブ活動で忙しかったため、クラブ活動で、断ったところ、家庭教師派遣業者から授業料の1カ月分(2万5千円)の解約金を請求されました。納得できません。

【回答】家庭教師、学習塾、語学教室、エステティックサロン等の4業種で契約期間が2カ月を超(エッセイは1カ月超)、かつ契約金額が5万円超の契約を特定継続的役務取引といえます。

教育や美容などのサービスが実際に行われていない場合は、法律に基づき、法律の規制が生じやすいため、法律の規制対象となります。

法律は、消費者が自ら店舗などに向いて契約した店舗業者は、契約を締結した時点で適用されます。

中途解約に伴って負担連約金の上限

指定業務	サービス開始前	サービス開始後
エステティックサロン	2万円以下	2万以下(残金の10%)
語学教室	1万5千円以下	5万以下(残金の20%)
学習塾	1万1千円以下	2万以下(授業料の1カ月)
家庭教師	2万円以下	5万以下(授業料の1カ月)

()はいずれか低い額